

11月開校 新庄市会場

2次募集！！
11月9日（水） 昼12時まで

介護サービス科

★ 介護員に必要な知識・技能を習得します。

★ 「介護職員初任者研修」修了資格の取得、
あなたの再就職をバックアップします。

受講生募集

訓練期間	令和4年11月22日(火)～令和5年2月21日(火)(3か月間) 基本時間：9：10～15：50 及び 9：10～16：50 休日：原則として土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
訓練場所	新庄コアカレッジ(学校法人最上広域コア学園) 新庄市十日町6162-11 (裏面地図参照)
定員	15名 (最小催行人員10名) ※ただし、1次募集の受講申込者が優先的に選考されます。
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して訓練修了3か月以内の早期再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約12,000円が必要となります。なお、補講を実施する場合の費用は原則として有料となります。
募集締切日	令和4年11月9日(水) 昼12時
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。 手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
選考会	参加者： 受講申込者 (欠席等の場合は選考対象者となりません。) 日時： 令和4年11月14日(月) 午後1時30分から(時間厳守) ・開始10分前までに受付を済ませてください。 ・会場への入場は1時からとなります。 場所： 新庄コアカレッジ (裏面「地図」参照) 内容： 訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物： 筆記用具(鉛筆、ボールペン)を持参してください。

お問い合わせ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1
TEL 023-644-9228 FAX 023-644-6850
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

クリック

山形 職業

検索

◆ 訓練概要 ◆

【訓練目標】 介護職員の業務に関する基礎的知識及び技術等を習得することにより「介護職員初任者研修」修了を目指し、介護業務に関連する技能を習得するとともに、その他の就職に必要な知識等を習得する。

【目指す職務】 訪問介護員

【訓練カリキュラム】

総訓練時間（目安）300H

科目		内容	時間
介護職員 初任者研修課程	講義	職務の理解、介護における尊厳の保持・自立支援、介護の基本、介護・福祉サービスの理解と医療との連携、介護におけるコミュニケーション技術、老化の理解、認知症の理解、障がいの理解、こころとからだのしくみと生活支援技術（講義）、振り返り、修了評価試験	82H
	演習	こころとからだのしくみと生活支援技術（演習）等	94H
介護関連研修		施設実習、普通救命救急講習	35H
ビジネス能力基礎		IT基礎（ワード、エクセル）	58H
就職支援他		ビジネスマナー、コミュニケーション、応募書類の書き方、面接の受け方等	31H

※Windows10、Microsoft Office2019（Word、Excel）を使用します。
 ※キャリア・コンサルティングを受ける場合はその計画に従ってください。

【訓練科PR情報】 「介護職員初任者研修課程」では福祉現場において、求められている必要な知識と技術を学ぶことができます。関連科目（普通救命講習、ビジネス能力基礎など）も充実しており、即戦力たる介護員として再就職を目指すことができます。一緒に楽しく学び合い、支援が必要な方々の多様なニーズに対応できるようなスキルを磨きましょう。（新庄コアカレッジ）

【選考会場、訓練会場】

場 所： 新庄コアカレッジ
 住 所： 新庄市十日町6162-11
 電 話： 0233-29-2121

※無料駐車場あり



◆ ご相談・お申込み窓口 ◆

山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桧町2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
 ※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。